

令和５年　第３回　時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和５年３月２２日（水）			
招集の場所	時津町役場　第２庁舎４階大会議室			
開・閉議日時及び宣言	開　議	令和５年３月２２日（水）午後１時３０分		
	閉　議	令和５年３月２２日（水）午後２時４０分		
出欠委員の氏名 出席　５名 欠席　０名	職　名	氏　名	出　席	欠　席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委　員	宮原　克也	○	
	委　員	天田　明香	○	
	委　員	川崎　孝敏	○	
	教育長	相川　節子	○	
事務局出席者	教育次長	帶山　保磨	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	廣瀬　淳哉	教育総務課長	大宅　啓史
	学校教育相談員	山口　由美子	教育総務課長補佐	前田　和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第 1 会議録の承認について（第 2 回）

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第 2 号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第 4 議案第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別配慮を要する
児童生徒の就学について）

議案第 1 1 号 時津町社会教育委員の委嘱について

議案第 1 2 号 時津町公民館運営審議会の委嘱について

議案第 1 3 号 時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について

議案第 1 4 号 時津町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 1 5 号 時津町 B & G 海洋センター運営委員会委員の委嘱について

議案第 1 6 号 平成 5 年度時津町教育委員会の目標について

議案第 1 7 号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

【追加議案】

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和5年第3回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第2回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第2回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和5年第2回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和5年第2回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和5年2月22日から令和5年3月20日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 吉田教育委員

2月26日に開催された「エンジョイパパママ in 左底」の参加者数を教えてください。

○ 相川教育長

7家族と支援者併せて25名の参加でした。

○ 吉田教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第 3 報告第 2 号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第 3、報告第 2 号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第 4 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第 4、議案の審議を行います。

議案第 10 号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。議案第 10 号は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、議案第 10 号は秘密会で議事進行することに決しまし

た。

議案第 10 号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第 4 議案第 11 号 時津町社会教育委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第 11 号、時津町社会教育委員の委嘱についての件を議題とします。

議案第 11 号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第 11 号、時津町社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。

時津町社会教育委員につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までを任期として、9 名の委員の委嘱について、時津町社会教育委員条例第 3 条の規定により、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

今回ご承認をいただく委員につきましては、別紙名簿のとおりです。新たに任命される方は、3 番「太田 千賀子（おおた ちがこ）」さん、4 番「倉光 富美枝（くらみつ ふみえ）」さん、9 番「浦川 謙治（うらかわ けんじ）」さん、10 番「太田尾 由紀（おおたお ゆき）」さんです。

なお、学校教育関係者（小中学校代表）1 名につきましては、令和 5 年 4 月の町内校長会で決定する予定であり、決定しだい教育委員会の承認を得たいと考えております。

以上で、議案第 11 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 11 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 11 号、時津町社会教育委員の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

日程第 4 議案第 12 号 時津町公民館運営審議会の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第 12 号、時津町公民館運営審議会の委嘱についての件を議題とします。
議案第 12 号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第 12 号、時津町公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

先ほどの議案第 11 号と同様、時津町公民館運営審議会委員につきましても、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までを任期として、9 名の委員の委嘱について、時津町立公民館の設置及び管理等に関する条例第 5 条の 3 の規定により、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

今回ご承認をいただく委員につきましては、先ほどご承認いただいた社会教育委員と同じく、別紙名簿のとおりです。

なお、学校教育関係者（小中学校代表）1 名につきましては、令和 5 年 4 月の町内校長会で決定する予定であり、決定しだい教育委員会の承認を得たいと考えております。

以上で、議案第 12 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 12 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 12 号、時津町公民館運営審議会の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

日程第 4 議案第 13 号 時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第 13 号、時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱についての件を議題とします。

議案第１３号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第１３号、時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

時津町放課後子ども教室運営委員会委員につきましては、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までを任期として、９名の方について教育委員会の承認をいただくものです。

今回ご承認をいただく委員につきましては、別紙名簿のとおりです。

なお、町内小学校長代表１名につきましては、令和５年４月の町内校長会で決定する予定であり、決定しだい教育委員会の承認を得たいと考えております。

以上で、議案第１３号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第１３号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第１３号、時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

日程第４ 議案第１４号 時津町スポーツ推進委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第１４号、時津町スポーツ推進委員の委嘱についての件を議題とします。
議案第１４号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第１４号、時津町スポーツ推進委員の委嘱についてご説明いたします。

時津町スポーツ推進委員につきましては、令和５年３月３１日で今期の任期が満了となります。

そのため、令和５年４月１日付けで新たに委嘱する必要があり、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

委員につきましては、別紙の委員名簿をご覧ください。

記載のとおり、「長田 和幸（ながた かずゆき）」氏以下１４名の方につきましては、令

和5年4月1日から令和7年3月31日までを任期として委嘱するものでございます。

このうち13番「橋本 留美子（はしもと るみこ）」氏、14番「大坪 晃史（おおつぼ こうじ）」氏につきましては、これまでスポーツ推進委員としてご尽力いただきました浜田郷の「濱中 芳幸（はまなか よしゆき）」様及び野田郷の「川端 美咲（かわばた みさき）」様のご勇退されることに伴いまして、後任について人選を行い、その結果、浦郷にお住いの「橋本 留美子」氏と元村郷にお住いの「大坪 晃史」氏を選任いたしました。

橋本氏は、町内の女子バレーボールクラブに所属され、地域のスポーツ活動にも積極的に取り組まれており、学生時代にはバスケットボールや陸上の経験があります。

また、大坪氏は学生時代にバスケットボールの経験があり、両氏ともスポーツ推進委員として適任であると思っております。

今回、新たに委員として委嘱する方は、この橋本氏及び大坪氏の2人で、他の12名の委員については再任となっています。

なお、名簿の15番から20番の各小中学校代表6名につきましては、現在、各学校に委員の選任を依頼中であり、現時点ではまだ決定しておりませんが、決定次第、委員の委嘱について改めてご提案をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、議案第14号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

15番から20番には、どのような立場の方がなられますか。

○ 大工園社会教育課長

町内小中学校の教員の方に入っていただくようになっています。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第14号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第14号、時津町スポーツ推進委員の委嘱の件は、原案どおり可決されました。

日程第４ 議案第１５号 時津町Ｂ＆Ｇ海洋センター運営委員会委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第１５号、時津町Ｂ＆Ｇ海洋センター運営委員会委員の委嘱についての件を議題とします。

議案第１５号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第１５号について、ご説明いたします。

本議案は、時津町Ｂ＆Ｇ海洋センター運営委員会委員の委嘱について、承認を求めるものでございます。

時津町Ｂ＆Ｇ海洋センター運営委員会委員につきましては、令和５年３月末をもちまして任期満了となりましたことから、新たに令和５年４月１日から２年間を任期として、町スポーツ協会をはじめ町内各種団体から委員９名を委嘱するものでございます。

各種団体に対しましては本年２月から推薦書の提出依頼を行い、このうち３月１０日までに推薦されました２名の委員の委嘱につきまして承認を求めるものでございます。

今回、承認を求める委員につきましては、議案のとおり１番スポーツ協会代表「本山 公利（もとやま きみとし）」さん、２番子ども育成会連絡協議会代表「古賀 博彰（こがひろあき）」さん以上２名の方でございます。

なお、残る７名の委員の委嘱につきましては、各種団体から推薦書が届き次第、順次承認をいただいてまいりたいと考えております。

以上で、議案第１５号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第１５号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第１５号、時津町Ｂ＆Ｇ海洋センター運営委員会委員の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

日程第４ 議案第１６号 平成５年度時津町教育委員会の目標について

○ 相川教育長

続きまして、議案第16号、平成5年度時津町教育委員会の目標についての件を議題とします。

議案第16号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第16号、令和5年度時津町教育委員会の目標について、ご説明いたします。

教育委員会の目標の主な内容につきまして、各課から順次、ご説明いたします。

まず、資料1ページの教育総務関係です。

「1教育委員会の活動状況」につきましては、「(1)教育委員会会議の運営・情報発信」として、点検・評価報告書や教育委員会の会議録などをホームページや広報紙により、公表してまいりたいと考えています。

「(2)教育委員会と事務局及び学校教育機関との連携」では、教育委員の皆さまに学校行事や社会教育関連行事などに参加していただき、多角的な視点から教育施策への進言が展開されるよう努めてまいります。

次に、「2学びを支える質の高い教育環境の整備」の「(1)安全・安心で快適な教育施設の整備」ですが、①新たな給食センターを建設し、令和5年9月から給食提供開始を目指します。

②時津北小学校の校区内では、十工区の宅地開発等に伴い、児童数の増加が見込まれるため、校舎増築工事に着手し、令和6年4月の供用開始に向けて準備を進めてまいります。

③長寿命化計画に基づき、教育施設の老朽化対策に取り組みます。

最後に、「(2)学びのセーフティネットの推進」につきましては、子どもたちが将来に夢や希望を持つことができるよう、就学援助や奨学資金貸付等の学びのセーフティネットの周知、充実を図ります。

なお、資料の6ページ以降は成果指標目標ということで、令和4年度の実績や令和5年度の数値目標を掲載しております。

教育総務課関係は以上で、順次、各課からご説明いたします。

○ 廣瀬学校教育課長

学校教育関係では、「1将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進」の「(1)確かな学力の向上」から「(7)学校・家庭・地域等との連携・協働の推進」の7項目のうち変更箇所について説明いたします。

「(1)確かな学力の向上」①「学校」という縦のつながりで集まり、方向性を共有する「学力向上委員会」や「学年・教科・種別」という横のつながりで協働的に学びあう「チームミーティング」を開催することで、リーディングスキルを意識した読解力の上達や主体的・対話的で深い学びとなる授業改善につなげ、学力向上を図ります。ここは、全面的に文言の見直しを図っています。④外国語指導助手や地域の人材、長崎外国語大学との包括的連携を活用することにより外国語教育の充実や国際理解の推進を図ります。現在3名の外国語指導助手に1名追加して英語力の向上を図ります。⑤ICT機器利用に特化した研修を受けたエヴ

アンジェリストを有効に活用することで、GIGAスクール構想による「1人1台端末」の効果的な利活用を推進し、授業改善や教職員の指導力向上に努めます。令和2年度末に1人1台の端末機の導入し、小中学校全てで授業等に利活用しております。

また、今後予定されている全国学力学習状況調査のオンライン化（CBT化）に向け、文科省CBTシステム及び学習eポータルを導入を通じて、デジタル教材を活用した授業改善を推進します。

○ 大工園社会教育課長

社会教育関係の主なものを説明いたします。

「1学校・家庭・地域が連携・協働する地域づくりの推進」の「(1)家庭教育支援の推進」

① 地域の子どもは地域で育てるという考えのもと、地域と連携しながら「エンジョイ！パパ・ママ事業」の充実と実施地域の拡大を図ります。②PTAと連携し、各小中学校で「ながさきファミリープログラム」を活用した家庭教育事業を実施します。今までコロナ禍で実施できませんでしたが、今年度は6月に実施を計画しております。

「(3)地域学校協働活動の支援」につきましては、地域学校協働活動支援者名簿を作成し、情報の提供を行います。

「2生涯を通じて学び続けることができる環境づくりの推進」の「(2)読書活動の推進」につきましては、①第三次時津町子ども読書活動推進計画に基づく家庭における子ども読書活動の推進を図るため、家読(うちどく)の普及、啓発に引き続き努めます。

「3郷土を愛し、健康な生活を育むための文化・スポーツ活動の推進」 「(1)歴史・伝統の保存、継承」につきましては、①茶屋(本陣)の周知と利用促進を引き続き図るため、茶屋(本陣)で季節感を表すイベントや講座を開催し、学校・各種団体等の見学を積極的に受け入れる体制を整えます。②文化財保護審議会を開催し、史跡・文化資産の保護活用を図ります。

「(2)生涯スポーツレクリエーション活動の推進」につきましては、①地域の特色である大村湾を活用し、様々なマリンスポーツが体験できるイベントや教室の開催(マリンデフェスタ)海洋性スポーツの普及振興を図ります。③クラブチームなど青少年を対象としたスポーツ活動について、情報収集及び研究し、在り方や方向性についてまとめ、方策を検討します。以上で説明を終わります。

○ 廣瀬学校教育課長

令和5年度時津町教育委員会の目標(成果目標)の「全国学力学習状況調査で全国平均を上回る領域数」では、学習領域が令和4年度の6領域から令和5年度は5領域に変更がありますので、5年度の目標を5/5領域に変更しております。また、「家庭学習時間の取組」及び「1日30分以上読書をする児童生徒の割合」では、コロナ禍等により生活リズムが狂ったようで令和4年度の実績が落ちましたが、5年度からは生活リズムも落ち着きを取り戻すものと令和7年度の目標値を見据えた目標値としております。

○ 大工園社会教育課長

令和５年度社会教育の目標（成果目標）につきましては、「エンジョイパパママ事業」の実施を３地区から４地区に。４年度コロナ禍で実施できなかった「ながさきファミリープログラム」を活用した家庭教育講座を５回実施するとしております。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 川崎教育委員

「令和５年度時津町教育委員会の目標」は、教育基本計画からの抜粋なのか、今年度の目標なのか教えていただきたい。

○ 大宅教育総務課長

「令和５年度時津町教育委員会の目標」は、振興計画と令和５年度の施政方針を加味しながら修正をしております。

○ 川崎教育委員

「（４）学習の機会均等等の確保」で、不登校の具体的な対応についてはどこに記載されていますか。

○ 廣瀬学校教育課長

不登校については、③及び④での対応となります。

○ 川崎教育委員

昨年の目標との変化があったのですか。

○ 廣瀬学校教育課長

③及び④は昨年からの継続となります。

○ 川崎教育委員

単に継続だけではなく、プラスαがあったほうが良いのではないのでしょうか。

「カナリーホール自主事業券倍率」が非常に良かったように思われますが、何か理由がありましたか。令和４年度に比べ、令和５年度の目標を下げるのには違和感があります。

○ 大工園社会教育課長

令和４年度は、コロナ禍で１回の開催となりました。その催しが、宝くじ助成事業だったため率が上がったものと思われます。

○ 帶山教育次長

令和４年度は、コロナ禍で催しの開催等少なかったのですが、令和５年度は、コロナ感染症が収束し、催しの開催回数も増え通常に戻るとの予定で、目標を立てております。

○ 川崎教育委員

努力目標なので、高い方向で設定してもらいたく思います。目標達成のためにいろいろな案が出てくるのではないかと思います私の感想を述べさせていただきました。

○ 相川教育長

他にご質問はありませんか。

○ 吉田教育委員

研修を受けたエヴァンジェリストは、こういった方々ですか。

○ 相川教育長

市町から１人県に推薦して研修を受けていただきます。それから各学校代表を集めた研修会の講師として伝達していただきます。時津町には、時津小学校に１人いらっしゃいます。

○ 吉田教育委員

その先生は、時津小学校で担任も持っていていらっしゃるのですか。

○ 相川教育長

はい。クラス担任もしております。

他にご質問はありませんか。

議案第１６号は、今回のご意見を参考に再度検討し次の教育委員会に再提出いたしますので、また審議いただきたいと思います。

日程第４ 議案第１７号 時津町教育委員会事務局職員の人事について【追加議案】

○ 相川教育長

続きまして、追加議案となります、議案第１７号、時津町教育委員会事務局職員の人事についての件を議題とします。

議案第１７号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第１７号、時津町教育委員会事務局職員の人事について、ご説明いたします。

本議案につきましては、３月２０日に人事異動の内示がありましたので、この議案を提出するものです。

次の資料の教育委員会事務局職員の人事異動をご覧ください。

まず、退職についてですが、学校教育課の森内 秀学専門幹が３月３１日付けで町長部局へ出向し、４月１日から時津小学校の校長に赴任されます。

次に、教育委員会の異動ですが、教育総務課の前田主事が引き続き、再任用職員として勤務されます。

学校教育課は、山本 将司専門幹が役職名の変更で教育専門官に、新たに教育専門官として中村 之誠が東彼杵町の千綿小学校から来られ、廣瀬 正祐係長が課長補佐に昇格し、新規採用職員として山本 雄一郎が主任として配属されます。

社会教育課は、北川 由紀雄係長が高齢者支援課から異動で配属されます。

最後に、町長事務部局へ出向ですが、学校教育課の山口 寿美子課長補佐が企画財政課へ、若杉 幸治係長が高齢者支援課付けで後期高齢者医療広域連合へ派遣されます。

説明は以上です。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第１７号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第１７号、時津町教育委員会事務局職員の人事についての件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和５年第３回時津町教育委員会会議を閉会します。